Rec'd PCT/PTO 04 MAR 2005

REC'D 15 APR 2004
WIPO PCT

特 許 協 力 条 約

PCT

特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）

（法第１２条、法施行規則第56条）
〔ＰＣＴ３６条及びＰＣＴ規則70〕

出願人又は代理人の書類記号　ＰＣＴ－Ａ０２３５	今後の手続きについては、様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４１６を参照すること。	
国際出願番号 ＰＣＴ／ＪＰ０２／０９０３４	国際出願日 （日.月.年）　０５．０９．２００２	優先日 （日.月.年）
国際特許分類（ＩＰＣ）Ｉｎｔ．Ｃｌ⁷ Ｃ０７Ｃ６９／７３６，６７／３１，４３／１７８，２１７／６０		
出願人（氏名又は名称） キッセイ薬品工業株式会社		

１．この報告書は、ＰＣＴ３５条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。
法施行規則第57条（ＰＣＴ３６条）の規定に従い送付する。

２．この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で　3　ページからなる。

３．この報告には次の附属物件も添付されている。

a ☐ 附属書類は全部で＿＿＿＿＿＿ページである。

☐ 補正されて、この報告の基礎とされた及び／又はこの国際予備審査機関が認めた訂正を含む明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙（ＰＣＴ規則70.16及び実施細則第６０７号参照）

☐ 第Ｉ欄４．及び補充欄に示したように、出願時における国際出願の開示の範囲を超えた補正を含むものとこの国際予備審査機関が認定した差替え用紙

b ☐ 電子媒体は全部で＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（電子媒体の種類、数を示す）。
配列表に関する補充欄に示すように、コンピュータ読み取り可能な形式による配列表又は配列表に関連するテーブルを含む。（実施細則第８０２号参照）

４．この国際予備審査報告は、次の内容を含む。

☒ 第Ｉ欄　国際予備審査報告の基礎
☐ 第Ⅱ欄　優先権
☐ 第Ⅲ欄　新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成
☐ 第Ⅳ欄　発明の単一性の欠如
☒ 第Ⅴ欄　ＰＣＴ３５条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
☐ 第Ⅵ欄　ある種の引用文献
☐ 第Ⅶ欄　国際出願の不備
☐ 第Ⅷ欄　国際出願に対する意見

国際予備審査の請求書を受理した日 ０９．０３．２００４	国際予備審査報告を作成した日 ２２．０３．２００４	
名称及びあて先 日本国特許庁（ＩＰＥＡ／ＪＰ） 郵便番号１００－８９１５ 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号	特許庁審査官（権限のある職員） 吉住　和之	4H　9165
	電話番号　０３－３５８１－１１０１　内線　３４４３	

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４０９（表紙）（２００４年１月）

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ０２／０９０３４

第Ⅰ欄　報告の基礎

1．この国際予備審査報告は、下記に示す場合を除くほか、国際出願の言語を基礎とした。

☐ この報告は、＿＿＿＿＿＿語による翻訳文を基礎とした。
それは、次の目的で提出された翻訳文の言語である。
☐ ＰＣＴ規則12.3及び23.1(b)にいう国際調査
☐ ＰＣＴ規則12.4にいう国際公開
☐ ＰＣＴ規則55.2又は55.3にいう国際予備審査

2．この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第６条（ＰＣＴ１４条）の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

☒ 出願時の国際出願書類

☐ 明細書
第＿＿＿＿＿＿ページ、　出願時に提出されたもの
第＿＿＿＿＿＿ページ*、　＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの
第＿＿＿＿＿＿ページ*、　＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの

☐ 請求の範囲
第＿＿＿＿＿＿項、　出願時に提出されたもの
第＿＿＿＿＿＿項*、　ＰＣＴ１９条の規定に基づき補正されたもの
第＿＿＿＿＿＿項*、　＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの
第＿＿＿＿＿＿項*、　＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの

☐ 図面
第＿＿＿＿＿＿ページ／図、　出願時に提出されたもの
第＿＿＿＿＿＿ページ／図*、　＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの
第＿＿＿＿＿＿ページ／図*、　＿＿＿＿＿＿付けで国際予備審査機関が受理したもの

☐ 配列表又は関連するテーブル
配列表に関する補充欄を参照すること。

3．☐ 補正により、下記の書類が削除された。

☐ 明細書　第＿＿＿＿＿＿ページ
☐ 請求の範囲　第＿＿＿＿＿＿項
☐ 図面　第＿＿＿＿＿＿ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿
☐ 配列表に関連するテーブル（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿

4．☐ この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を越えてされたものと認められるので、その補正がされなかったものとして作成した。（ＰＣＴ規則70.2(c)）

☐ 明細書　第＿＿＿＿＿＿ページ
☐ 請求の範囲　第＿＿＿＿＿＿項
☐ 図面　第＿＿＿＿＿＿ページ／図
☐ 配列表（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿
☐ 配列表に関連するテーブル（具体的に記載すること）＿＿＿＿＿＿

＊４．に該当する場合、その用紙に"superseded"と記入されることがある。

特許性に関する国際予備報告

国際出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ０２／０９０３４

第Ｖ欄　新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第１２条（ＰＣＴ３５条(2)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

１．　見解

新規性（N）　請求の範囲　1－13　有
請求の範囲　　無

進歩性（ＩＳ）　請求の範囲　1－13　有
請求の範囲　　無

産業上の利用可能性（ＩＡ）　請求の範囲　1－13　有
請求の範囲　　無

２．　文献及び説明（ＰＣＴ規則70.7）

請求の範囲１－１３は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。